公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録クラブ処分細則

第１条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第１１条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。

第２条（適用範囲）

本細則は、登録規程第５条に定める登録クラブに対し適用する。

第３条（処分対象事由及び処分の種類）

処分対象事由は、登録規程第１１条による。

２．当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。

（１）注意

違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。

（２）勧告

違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。

（３）資格停止（2 年以内有期あるいは無期）

文書での通知を以て、一定期間、登録規程第８条に定める登録クラブとしての権利を停止する。

（４）登録取消し及び再登録の禁止

文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから３年間は再登録を認められない。

第４条（全国協議会処分審査会）

全国協議会常任幹事会は、処分対象事由の有無を調査、審議し、処分を行うための機関として、処分審査会（以下「全国協議会処分審査会」という。）を設置する。

第５条（全国協議会処分審査会の構成）

全国協議会処分審査会は、議長及び若干名の委員をもって構成するものとし、構成員の過半数は全国協議会の役員以外の者とする。

２．議長及び委員は、総合型地域スポーツクラブに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。

３．議長及び委員は、全国協議会常任幹事会の決議によって選任し、全国協議会幹事長が委嘱する。

４．議長及び委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益財団法人日本スポーツ協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第６条（全国協議会処分審査会の招集）

全国協議会処分審査会は、議長がこれを招集する。

第７条（全国協議会処分審査会の出席）

全国協議会処分審査会は、出席した構成員の過半数が全国協議会の役員以外の者であることをもって成立する。

第８条（処分の委任）

第４条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を本規程にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を委任する 。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。

２．前項にかかわらず、都道府県体育・スポーツ協会が、その所管する団体等における処分に関する対応を行う既存の会議体・機関等を有する場合、当該都道府県体育・スポーツ協会は、当該会議体・機関等の定めに従った対応することができる。

第９条（手続の開始及び事実調査）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。

（１）全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。

（２）都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。

２．全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

３．審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役職員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。

第１０条（手続の非公開）

処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。

第１１条（聴聞）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第１２条（証拠の評価）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、処分の審議においては、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

第１３条（議決）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長（都道府県の登録審査委員会にあっては委員長）の決するところとする。

２．全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。

第１４条（処分の通知）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。ただし、全国協議会処分審査会が決定した処分については、当事者が所属する都道府県の登録審査委員会又は都道府県・体育・スポーツ協会にも書面にて通知するものとする。

２．前項に定める通知には以下の項目を含めなければならないものとする。

（１）当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所

（２）処分内容（判断の結論。効力発生日を含む）

（３）処分理由（根拠規程含む）

第１５条（処分の報告）

都道府県の登録審査委員会又は都道府県体育・スポーツ協会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。

２．前項に定める報告には以下の項目を含めなければならないものとする。

（１）当該登録クラブ名

（２）違反行為の内容（いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等）

（３）処分手続の経過（事実確認、認否・弁明の機会の設定）

（４）処分の理由及び証拠類

（５）処分の年月日

第１６条（不服申立て）

当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

第１７条（資格停止期間の短縮等）

第３条第２項第３号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。

無期の資格停止：１年間

有期の資格停止：科された資格停止期間の１/２

２．前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出しなければならない。

３．第１項の申立てがあったときは、全国協議会処分審査会は第１項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、

資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。

４．全国協議会処分審査会は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。

５．第１項の申立てを行った登録クラブで、第３項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会処分審査会の定めた日からその資格が復権する。

第１８条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則１　本細則は、令和３年４月１日から施行する。

附則２　第16条に規定する不服申立てに関する事項は、本紛争を適用する公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める規則の整備が完了した後、適用する。

附則３　附則第１条中「令和３年４月１日」を令和４年４月１日」に変更する。
（令和３年３月４日変更）

附則４　最初の処分審査会議長及び委員の任期は、第５条（全国協議会処分審査会の構成）にかかわらず「選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時まで」とする。

（別紙）　処分における考え方（処分細則第 11 条第 2 項）

１．　処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や結果の重大性、日頃の総合型クラブ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮する。

２．　登録クラブに対する処分においては、違反行為に関与していない当該登録クラブの会員のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。
　したがって、登録クラブの資格停止や登録取消しの処分は、違反行為に関与していない会員のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すものとし、原則として、注意又は勧告によるべきである。

３．　登録クラブに対する資格停止や登録取消しを検討すべきケースの例は以下のとおりである。

- 登録クラブにおいて役職員等の違反行為を把握していたにもかかわらず、何らの防止措置や報告等がなされなかった場合
- 組織的に違反行為が行われた場合
- 注意又は勧告の処分が出されているにもかかわらず、改善措置が図られず、同様の違反行為が繰り返される場合
- その他上記に準ずる場合